



あけましておめでとうございます



熊谷 竜太

新年おめでとうございます。
「アフターコロナ」に転換してきたとはいえ、物価の高騰など、事業への不安定要因は続いています。経済状況に応じて、2024年4月からの新年度に融資の制度の変更も予想されます。この鳩の森でも2024年度の国や自治体の融資等の制度の情報提供を行ってまいりたいと思います。

また、私はハイク行政書士法人の人事・総務業務を担当しています。
今年は、公平な人事評価の再構築や残業削減の取り組みなど、労働環境を整えて、スタッフに気持ちよく働いてもらえるような職場を作り、ひいてはお客様に質の高いサービス提供できるよう、体制作りを進めてまいります。

時が経つのはあっという間で、年々そのスピードが加速している気がしてなりません。
きっと2024年も気を抜くとあっという間に過ぎ去ってしまうと思います。気を引き締め、かつ皆で楽しんで過ごしていければと思っています。
本年も宜しくお願い致します。



石橋 俊之

明けましておめでとうございます。
昨年は、役所への申請方法が多様化した1年だったと思っています。コロナ禍で郵送にならなかった申請が増えたり、電子申請の導入が増えたりしたことが多様化の要因でした。電子申請では、建設業許可申請や経営事項審査申請が電子化に対応しました。申請するためにはGビズIDという行政サービスにログインするためのアカウントを取る必要があり、今のところはそれほど浸透していませんが、ゆくゆくは完全電子化を目指していくということです。弊事務所としてもきちんと対応できればと思っています。建設業関連で言うと、外国人の雇用で特定技能制度を導入したいという事業者様が増えるのではないかと考えております。こちらでも弊事務所に対応できるように準備しているのいつでもご相談いただければと存じます。今年もどうぞよろしくお願いたします。



木下 謙一

新年おめでとうございます。
昨年の大きな出来事として、建設業許可・経営事項審査の電子申請がスタートしました。現状を見ていると、メリットもデメリットもあると思っています。上手く整理して皆様にプラスになる手続き方法としてご提案できるよう努めてまいります。
息子が1歳になりました！お祝いいただいた皆様、気に掛けてくださる皆様にご場をお借りしてご報告いたします。立ち上がり、ヨチヨチ歩きだったのがトコトコ歩きへ、歩く姿も様になってきました。わんぱくさも際立ちますが、いろいろなものに興味を持ってスクスクと成長しています。子供の向上心に毎日刺激をもらった1年でした。
今年は取扱い業務の筆頭である建設業許可・経営事項審査の電子申請が進み手続きが多様化していく中で、お客様に合った申請方法やご提案ができるように努めてまいります。また今まで以上にコンサルタントとしてお客様に向き合える行政書士になりたいです。
昨年から引き続き、事務所内の組織強化に取り組み、お客様に安心してご相談や業務をご依頼いただける事務所作りにも努めてまいります。何卒よろしくお願いたします。

Contents

- 2024年新年ごあいさつ
- 建設業における働き方改革
- 観測史上最も暑い年だった2023年。2024年はどうなる？
- スタッフより新年のご挨拶
- 編集後記
- お知らせ

建設業における働き方改革

(島崎)

(1) 2024 年問題

「2024年問題」という言葉を耳にされていますでしょうか？自動車運送業界においてはドライバーの残業時間上限規制がはじまることで、人手不足や配送の遅れが生じるのではないかと危惧されています。ネットでの買物もあたりまえの選択肢となった今、身近な問題としてよくニュースで取り上げられていますが、建設業でも2024年4月から残業時間の上限規制が始まります。

安倍政権時の2018年7月に公布された「働き方改革法案」(改正労働基準法)により時間外労働の上限規制の適用が決まり、大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月からすでに適用されていますが、建設業、自動車運転の業務、医師は規制の適用が5年間猶予されていました。

(2) 建設業の働き方改革とは？

「時間外労働の上限規制」の適用(2024年4月1日)

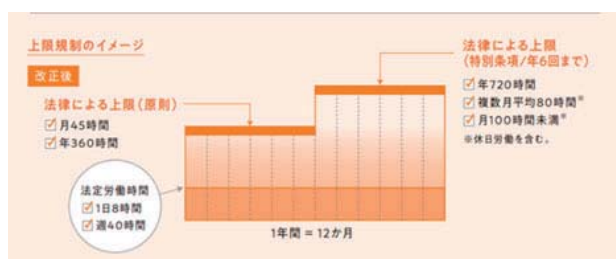
4月から建設業界で具体的に何がどう変わるのでしょうか？そもそも労働時間は労働基準法によって上限が決まっています。

「1日8時間及び1週40時間。休日は毎週少なくとも1日。」「これを超えるには労働基準法第36条に基づく労使協定[36(サブプロク)協定]の締結・届出が必要」です。

これまでは36協定があれば労働時間の上限がないのが実情でした。

4月以降は原則として月45時間・年360時間を超える時間外労働ができなくなります。

ただし、臨時的な特別な事情がある場合は、例外があります。(例外についてはここでは省略します。)



(3) 働き方改革が求められる背景

建設業に働き方改革が求められるのは、「長時間労働の常態化などにより、労働者の高齢化と若者離れが顕著で将来的な人材不足が懸念される」からです。

i 長時間労働の常態化

国土交通省の「建設業の働き方改革の現状と課題」によると、建設業の労働時間や出勤日数は他の産業の平均と比較すると、建設業の年間労働時間は364時間、年間出勤日

数は32日も多い状況です。2007年からの改善状況を見ても、建設業では長時間労働の是正が遅れていることがわかります。

また、同調査によると4週間当たりの休暇日数が4日以下の企業が約3割(2018年)もあり、週休2日制が当たり前と考える人が多い中、業界全体として長時間労働が常態化していると言える状況です。

ii 労働者の高齢化と若者離れ

長時間労働など労働環境が厳しい中、建設業の就労者数は減少しています。建設業で働く人は1997年のピーク時から200万人近くも減りました。

また、就業者の年齢分布を見ると、55歳以上の割合が36.0%、29歳以下の割合が11.8%と高齢化が顕著です。

7～8年後には就業者全体の3分の1以上を占める55歳以上の人の大量離職が想定されるため、将来の労働者確保が大きな課題と言えます。

(4) 国土交通省のガイドラインとは

建設業の現状をふまえ、働き方改革を推進する母体の「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が2017年8月に策定した「国交省ガイドライン」は、時間外労働規制が適用される2024年までに、受注者・発注者がお互いに理解し協力し合って取り組むべき指針を以下のようにまとめています。

- i 適正な工期設定・施工時期の平準化**
 - 労働者の休日の確保や、資機材の調達などの準備期間、施工終了後の後片付け期間、作業不能日数などを考慮して工期を設定する
 - 受注者は、違法な長時間労働に繋がる工期のダンピングを行わない
 - 予定された工期での完了が困難な場合、受発注者が協議して適切に工期を変更する
 - 発注見通しの公表等により施工時期を平準化する など
- ii 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保**
 - 社会保険料など必要経費を適正に請負代金に反映させ、受注者や労働者にしわ寄せがいかないようにすることも必要
 - 必要経費を請負代金内訳書に明示するなどの対策が求められる
- iii 生産性の向上**
 - 受注者と発注者が連携して、建設生産プロセス全体を見直し生産性を高めることも重要
 - 工事現場のICT化による施工の効率化など
- iv 下請契約における取組**
 - 長時間労働の是正や週休2日の確保などを考慮して適正な工期を設定しなければならない
- v 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用**
 - 工事内容によっては、発注者が工事のマネジメント業務を行う外部機関(コントラクション・マネジメント企業)を活用することで、工期の短縮やコストを抑えられることもある

⑤ 働き方改革をふまえて建設業が取り組むべきこと

2024年の法改正に向けて建設業が取り組む対策について、国土交通省が建設業界の働き方の課題を解決するために定めた「建設業働き方改革加速化プログラム」に沿って解説します。

i 長時間労働の是正

1つ目の対策は、長時間労働の是正です。主な内容は、「週休2日制の導入促進」と「適正な工期設定の推進」です。

国では、公共工事における週休2日工事の実施団体や件数の大幅な拡大を図っています。企業においても、週休2日制を積極的に導入することが求められています。

週休2日制を導入するには、生産性を向上させるとともに、適正な工期設定や施工時期の平準化を実現することも重要です。人材不足の中で従業員を増やすことは難しいため、働き方改革によって企業の総労働時間を短縮する改革が必要です。

ii 技能と経験にふさわしい給与

2つ目の対策は、従業員に技能と経験にふさわしい給与を与えることです。建設業では、長時間労働にも関わらず給与が低いのが現状です。

国土交通省では、建設技能者の能力評価制度を設け、建設キャリアアップシステムに技能者を登録できるようになりました。企業においては、研修などを通じて従業員のレベルアップを図り、能力評価制度を活用した適切な評価と評価に応じた処遇の実現が求められます。

iii 生産性の向上

3つ目の対策として、企業が生産性を向上させるには、ICT建機の導入や従業員のレベルアップ、適正な工期設定・

施工時期の平準化などを併用して、作業効率を高めることが必要です。

⑥ 建設業の働き方改革の事例

時間外労働が出来なくなると、工期に間に合わないケースが出てくる可能性も考えられます。では具体的にどんなことに取り組めばよいのでしょうか？

国土交通省作成の「働き方改革推進のための事例集」には以下のような様々な企業の取り組み例も紹介されています。

- オンライン会議の推進
- 柔軟な働き方の推進のため、シフト勤務や交代勤務など調整している
- 週休2日制の導入
- クラウドで会社や事務所メンバーと簡単に進捗・情報共有を行っている
- ITツール活用で図面や資料を電子化して持ち運ぶ、多くの事務作業を現場で完了させる等して、残業時間を短縮している
- 社内の報告・連絡等のやり取りを従来のメールからチャットに変更した

⑦ おわりに

建設業は私達の日々の生活の要、土台を築いてくれる大切な産業です。「新しくなった駅ビルに買い物へ行こう」「古くなった家をリフォームしたい」「高速道路を使って遠出したい」等いずれも建設業界のおかげで私たちは快適な暮らしを享受出来ています。

働き方改革が掲げる新しい試みの中で、業界へのイメージや業界そのものの意識も変わり、今後の建設業界の発展につながっていくことを期待します。

観測史上最も暑い年だった2023年。2024年はどうなる？

(樋口)

WMO（世界気象機関）は2023年11月30日に発表した世界の気候に関する暫定版の報告書において、2023年10月までの地球の平均気温は産業革命以前を1.40℃上回っており、過去最も暖かい1年であることはほぼ確実であるとの見解を示しました。

◆ 2023年、世界各地を襲った異常気象

2023年は世界の各地で熱波が発生し、イタリアで48.2℃、モロッコで50.4℃など記録的な高温が報告されました。

日本では40℃以上の観測こそ2回に留まったものの、真夏日や猛暑日の最多記録を更新する地点があるなど、夏の気温は歴代記録を大幅に更新する暑さでした。

最高気温が35度以上の「猛暑日」の日数は全国38地点で最多となり、過去151年で猛暑日が一度もなかった北海道函館市で初めて記録されるなど、異例ずくめの夏となりました。

◆なぜ2023年は歴史的な高温の年となったのか？

世界的な高温の主な原因は炭素排出量の増加の他、2023年5月に発生したエルニーニョ現象とみられます（WMO発表）。

エルニーニョ現象とは、熱帯太平洋では、通常、西部で海面水温が高く、東部は海面水温が低い状態になっています。それが逆に西部が低く、東部のペルー沖が高くなってしまっているのが「エルニーニョ現象」です。その影響は遠く離れた場所の気圧配置にも地球規模で及び、例えば日本では冷夏、暖

冬の原因になると言われています。

◆ 2024年はどうなる？

WMOは、現在発生中のエルニーニョ現象はピークを過ぎた後に地球の気温上昇に影響を与えることが多いことから、影響は少なくとも2024年春までは続くと考えられ、2024年平均最高気温を更新する可能性があるとして述べています。

日本では暖冬の影響で花粉の飛散が早まる見通しです。ウェザーニューズの発表によると、花粉の飛散開始時期に影響する2023年12月～2024年2月の気温は全国的に高い傾向となる見込みで、例年よりも早い1月下旬には九州等でスギ花粉の飛散が始まる予想です。また、同社は花粉の飛散量は平年を上回るエリアが多くなるとも予想しています。

2023年の夏は本当に暑く、夏バテと戦いながら日々を過ごしましたが、どうやら今年も暑くなりそうです。皆様、今年1年も頑張ってください！



スタッフより新年のご挨拶



豊川 庸太

あけましておめでとうございます。
本年はパリでオリンピックが開催されます。
近年は日本人スポーツ選手の目覚ましい活躍がありますね。
彼らの活躍を刺激として、私も仕事を取り組みたいと思います。
特に、マーケティング分野における知識など積極的に吸収していきたいと思います。
どうぞ本年も宜しく願い申し上げます。



樋口 麻子

新年明けましておめでとうございます。
早いもので、ハイクに入所してから5度目の新年を迎えることとなりました。
入所してから今まで学んできたこと、経験してきたことを活かし、今年はさらなる飛躍の1年とできるよう、誠心誠意、業務に邁進する所存です。
本年が皆様にとって幸いの多い1年になることを心よりお祈り申し上げます。
本年も何卒よろしく願いします。



西郷 敬

今年は第二種金融商品取引業、貸金業、不動産特定事業など今まで携わってこなかった許認可の申請や国際業務の中でも永住権、帰化申請、特定技能など新しいことにチャレンジしていく1年にしたいと思います。
また、最近たくさんのご相談を頂いている経営事項審査申請、入札についてより知識を深め、お客様のご希望に対応できるようにしていきたいと思っています。
今年もよろしく願いいたします。



島崎 貴子

あけましておめでとうございます。
ハイク行政書士法人へ入所してあっという間に1年が経ちました。至らない点も多く、日々の業務をこなすことに精一杯ですが、挑戦するチャンスと失敗するチャンスを頂けることに深く感謝しています。
今年は業務知識をさらに深め、経験を積むと共に、また、鳩の森でも皆様にお役立ち情報をお届けできるよう、色々な方面にアンテナを向けて行ければと考えています。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

編集後記

今号も「鳩の森」をお読みいただきまして、ありがとうございます。

年未年始はいかがお過ごしでしたでしょうか。

国内政治の混乱、戦争紛争、自然環境の異常、など今年も激動の年になりそうな気が個人的にはしています。

辰年は、明治維新、日露戦争、ロッキード事件やリクルート事件など過去に大変革が起こった年だそうです。

昨年、スポーツ分野では良いニュースがたくさんありました。今年はオリンピックもありますので、スポーツで明るい話題を期待しています。ちなみにシドニー五輪女子マラソンで、高橋尚子選手が金メダルを獲得した2000年は辰年でした！（熊谷）

年始休業のお知らせ

ハイク行政書士法人は2024年1月8日（月）まで年始休業とし、9日（火）より営業いたします。お休み中ご不便をおかけしますが、ご了承のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



建設業・建築士事務所登録・宅建業・産業廃棄物収集運搬業など各種許認可申請
外国人の在留資格（ビザ）の取得・更新・変更手続き
会社・一般社団法人・NPO法人の設立手続き
融資申請支援（日本政策金融公庫・保証協会など）

発行：ハイク行政書士法人
東京都渋谷区代々木2-5-1-705
電話：0120-189-819
営業時間：平日9時～18時